

行田市

# 小中一貫教育基本方針

行田市教育委員会

平成31年3月



## 目 次

はじめに.....	1
1 本市の学校教育 .....	2
(1) 学校教育において目指すもの.....	2
(2) 学校教育上における課題.....	3
2 小中一貫教育とは.....	4
(1) 小中一貫教育が求められている背景.....	4
(2) 小中連携教育と小中一貫教育.....	5
3 小中一貫教育におけるこれまでの取組 .....	5
(1) 研究委嘱校における主な取組.....	5
(2) 実践による成果と課題.....	6
4 行田市小中一貫教育基本方針 .....	7
(1) 小中一貫教育を推進する目的.....	7
(2) 小中一貫教育で目指すもの .....	7
5 小中一貫教育を進めるにあたって.....	8
(1) 「たてのつながり」と「よこのつながり」 .....	8
(2) 施設形態.....	9
(3) 義務教育学校とは.....	9
(4) 施設分離型の留意点.....	10
(5) 学年の区切りの考え方の例 .....	10
(6) 今後の取組.....	11



## はじめに

現在、子供たちを取り巻く社会は知識基盤社会であり、あらゆる活動において新しい知識・情報・技術が必要とされていますが、その新しくなる変化は年々大きくなっています。また、グローバル化が進展し、情報が広範囲かつ複雑に伝搬する社会になっています。このような状況にあつて、今後、ビッグデータやA I等をはじめとする技術革新の一層の進展、さらなるグローバル化、人口構造の変化や雇用環境の変化などが予想されています。社会の変化に伴い、未来を担う子供たちを世の中の激しい変化に対応できるように育てていくことが必要です。

さて、学校教育においては、2017年3月に、学習指導要領が改訂されました。小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。次期学習指導要領は、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすい「学びの地図」として示しています。また、時代の変化が激しい中で改訂された今回の学習指導要領には、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。このためには、よりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが必要となります。

行田市では、2011年度から2020年度までの長期的なまちづくりの方針等として、「第5次総合振興計画」を策定し市政を進めています。その主な施策として「確かな学力の育成」「心身の健康づくりと体力の向上」「教育力の向上」の3点を掲げています。この総合振興計画を受けて「行田市教育大綱」を策定し、柱の一つとして「確かな学力と生きる力をはぐくむ学校教育の推進」に取り組んでまいりました。行田市教育委員会では、学力向上や基本的な生活習慣の定着、家庭・地域との連携などの取組の過程において、2013年度から小中連携教育について研究を始めました。その後、2017年度からは小中一貫教育の研究へと移行しています。また、現在、少子化等の社会的な背景から現状と課題を整理し、全市的な視点で小中学校の学級等の規模と配置の適正化についても検討を進めています。

こうした流れを受け、市教育委員会では、全市的な小中一貫教育の導入に向け、「行田市小中一貫教育基本方針」策定委員会を設置し、これまでの研究の成果や課題を踏まえ、小中一貫教育の基本的な考え方や取組内容等としてまとめました。この策定された基本方針を基に、子供たちがおかれている状況と実態を把握し、地域や学校の特色を生かした小中一貫教育が推進できるよう努めてまいります。

## 1 本市の学校教育

### (1) 学校教育において目指すもの

本市では、「未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり」の教育大綱のもと、「うきしろの教育プロジェクト」を推進しています。行田の未来を担う子供たちが「温故知新」の学びの中で、行田に生まれてよかった、行田で学んでよかったと感じられる教育に力を入れています。

#### ア 元気な行田・未来の行田を担う子供の育成

##### ○家庭・地域の教育力向上と幼児教育の支援

・家庭や地域と連携し、子供たちを地域で育てていく支援をします。

##### ○一人一人の人権を尊重した教育の推進

・人との関わりの中で、他者を理解し大切にする心や態度を育成します。

##### ○知的資源を生かした教育の推進

・地域社会の人材や博物館等と連携し、地域のよさを生かした教育を進めます。

##### ○思いやりのある青少年の育成

・学校や社会との関わりを通して、互いを尊重し思いやる心を育成します。

#### イ 教育委員会の事務に関する点検評価

##### ○確かな学力と生きる力を育む学校教育の推進

・「うきしろスタンダード」を活用し、学力向上と教員の指導力向上を目指します。

##### ○学びの環境にあふれる生涯学習の推進

・放課後子ども教室や昔の遊び体験など、地域社会で学ぶ機会を創出します。

##### ○スポーツと文化・芸術活動の振興

・運動や文化・芸術に触れ、親しむ活動を通して、体力向上や創造する力を育成します。

##### ○歴史と文化を大切にする教育の推進

・日本遺産をはじめとする行田のよさを学び、大切に継承していく心と態度を養います。

### うきしろの教育プロジェクト

#### ⑤ 美しく豊かな心をつなぐ

- 1 道徳・人権教育の充実
- 2 体験的学習や交流活動の系統性

#### ⑥ 行田の文化をつなぐ

- 1 ふるさと学習の推進
- 2 地域資源・人材・博物館との連携

#### ⑦ 真剣な学びをつなぐ

- 1 授業力・学力向上対策の推進
- 2 英語科・英語活動の充実

#### ⑧ ロマンを未来へつなぐ

- 1 小中一貫教育の推進
- 2 学校運営協議会の活用

## (2) 学校教育上における課題

### ア いわゆる「中一ギャップ」について

- ・小学校から中学校に進学したあとの段階において、不登校の児童生徒の割合が増加傾向にあります。
- ・市内では複数の小学校から中学校に進学する校区が多く、入学後、学級や部活動における人間関係等の変化が大きくなります。また、中学校へ進学する児童は、生徒数の急激な増加や広くなる校舎、教科担任制など新しい環境や生活への不適応を起こす場合があります。

### イ 学力向上について

- ・全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果は、小学校6学年が概ね県平均を超えていますが、中学校に入ると下降傾向にあり、学習指導の系統性の共通理解が必要になっています。また、学習意欲や自己肯定感についても、学年が上がると減少する傾向があります。
- ・全体的に読解力に課題があり、問題を読み取って解く力が弱い傾向にあります。
- ・小学校と中学校では、校種により授業の進め方に違いがあり、互いの特徴を知り、教え方をそろえる工夫が必要になっています。また、家庭学習についても、定着に向け継続的に取り組む必要があります。

### ウ 学校規模について

- ・市内では小規模校<sup>※1</sup>が多く、小学校では16校中9校、中学校では8校中5校が該当します。小規模化に伴い、十分な集団規模が確保できない状況となっており、教育上の課題が見られます。
- ・近年、児童生徒数の減少から、集団での学びや遊びの機会がとりづらい傾向があり、互いに学び合い、教え合い、競争し合う集団が必要となっています。

(過小規模校に複式学級<sup>※2</sup>の設置、学校行事の縮小、部活動の合同練習や廃止など)

- ・今後、学校再編に向けた協議を進めていく必要があります。

※1 小規模校：小・中学校ともに、学級数が11学級以下の学校

学校の規模に関しては、学校教育法施行規則で標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級）、中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。（特別支援学級の学級数を除く）

※2 複式学級：同一学級に2個学年を収容して編制する学級

小学校では、2の学年の児童数の合計が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校では、2の学年の生徒数の合計が8人以下

## エ 負担軽減について

- ・小学校で身に付けさせた基本的な生活習慣を改めて中学校で指導している場合があります。また、系統性の共通理解の不足から、中学校において、学習内容の学び直しや器具等基本的な技能の習得に、時間をかけている状況もあります。
- ・小規模化により、教職員一人当たりの校務分掌が多くなるとともに、学年を一人で担当することになるため、個にかかる負担が増しています。
- ・業務量の増加から、子供たちに寄り添う時間が不足している状況にあります。

## オ 学校間交流について

- ・学校間の交流を進める上で、移動距離や時間の制約があり、児童生徒、教職員同士の頻繁な交流は厳しい状況があります。そのため、小中学校の教職員間に認識のずれと意識の違いが生まれています。

## 2 小中一貫教育とは

### (1) 小中一貫教育が求められている背景

#### ア 義務教育の目的・目標が創設されたこと

- ・義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動の必要性

#### イ 教育内容や学習活動の量的・質的充実が図られたこと

- ・思考力、判断力、表現力を育成するための学習活動等の充実
- ・教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応のため、小中学校の教員の連携強化

#### ウ 発達の早期化に関わる現象が見られること

- ・不登校や長期欠席など、「中1ギャップ」等の現象の早期化
- ・成長段階に応じた学年段階の区切りを柔軟に設け、中学校への接続を円滑化

#### エ 「中1ギャップ」へ対応すること

- ・新しい環境での学習や生活に不適應を来す「中1ギャップ」への効果的な対応
- ・学習面でのつまずきの蓄積、人間関係の課題、精神的・身体的負担増加への対応

#### オ 社会性育成機能の強化が必要であること

- ・家族構成、地域コミュニティの変化から、大人と子供の触れ合う機会の減少
- ・小中学校が小規模化し、十分な集団規模が確保できず教育上の課題が顕在化

#### カ 学校現場の課題が多様化・複雑化していること

- ・複雑な家庭環境、家庭の教育力の低下、特別な支援を要する児童の増加
- ・不登校や問題行動など生徒指導上の課題の増加
- ・地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動が活発化



## (2) 小中連携教育と小中一貫教育

### ア 小中連携教育

- ・小・中学校段階の教員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

### イ 小中一貫教育

- ・小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

※小中一貫教育の導入状況調査（2017年3月 文部科学省）より

## 3 小中一貫教育におけるこれまでの取組

### (1) 研究委嘱校における主な取組

#### ア 学力向上・学習指導に関する取組

- ・9年間を見通した教育課程一覧表（学習系統表）の作成
- ・授業の約束、授業スタイルの一貫化、学習規律の共通化
- ・小中学校教員による相互乗り入れ授業の実施

#### イ 心の教育・生徒指導に関する取組

- ・9年間を見通した道徳指導計画の作成及び道徳の重点項目の系統化とその実践
- ・生活のきまりの共有化、生活習慣のつながりを実践
- ・生命や人権を尊重する態度の育成、小中学校が連携した生徒指導の実践

#### ウ 体力向上・健康教育に関する取組

- ・9年間を見通した体育指導計画の作成及び授業実践
- ・中学生による体力向上指導、部活動見学及び体験、運動会・体育祭への相互招待
- ・小中学校合同による学校保健委員会の開催、共通した健康管理

#### エ 地域連携・交流に関する取組

- ・小中学生による交流活動（体力向上、歌唱指導、あいさつ運動、中1座談会など）
- ・教職員による交流活動（授業研究を含む合同研修、部会ごとの話し合いなど）
- ・小中学校と地域との交流（合同防犯訓練、合同児童民生委員会、合同学校応援団など）

#### オ その他特色ある教育に関する取組

- ・特別な支援を要する児童生徒に対する情報を共有し、個別支援計画を作成
- ・小中学校合同による特別支援教育の推進（交流会、合同学習会、遠足など）
- ・小学校同士の連携として社会科見学などの学校行事を合同で実施

※研究委嘱校：市教育委員会及び市教育研究会により、小中一貫教育の研究を中学校区に委嘱

## (2) 実践による成果と課題

成果 (○)、課題 (△)

### ア 学力向上・学習指導について【知】

- 9年間の学習系統表により教員の意識化が図れた
- 小中学校の指導内容や指導方法の共通理解が図れた
- 異校種の児童生徒の学力の実態が把握できた
- △9年間の教育課程や学習系統表を意識した授業実践と授業改善
- △交流授業を行うための教職員数が必要、研究の継続性と成果の積み重ね

### イ 心の教育・生徒指導について【徳】

- 9年間を見通した生活のきまりを定め、生活指導に当たれた
- 不登校生徒の減少と入学後に不安がある児童の割合の減少
- ノーゲーム・ノースマホデーなど家庭におけるきまりの統一が図れた
- △きまりの共通化から道徳的実践力につながる授業づくりを進める
- △ふるさとを愛する心と地域の関わりを育成強化、実践研究の継続とさらなる情報発信

### ウ 体力向上・健康教育について【体】

- 9年間を見通した体育指導計画を作成し体力づくりにつなげている
- 部活動体験による中学生活への期待の増加
- 合同学校保健委員会による健康教育の共通理解が促進
- △指導計画の確実な推進及び行事以外での体育的交流の促進
- △健康面で配慮を要する児童生徒の共通理解（アレルギー等）

### エ 地域連携・交流について

- 小学校は中学進学への期待が高まり活動意欲が向上
- 中学校はよき先輩としての手本となる態度が育成
- 合同の学校応援団や地域の人材バンクづくりが促進
- △児童生徒（低学年から）、教職員の交流の継続と移動距離・移動時間・費用の壁
- △学校運営協議会により新たな意見を取り入れた取組の推進

### オ 特色ある教育－特別支援教育－について

- 特別な支援を要する児童生徒の共通理解が図れた
- 交流により、親しい関係が構築
- 教職員が互いを知ることにより、合同研修の効果が上がる
- △定期的な交流ができず限定的なものに留まる
- △学校間の移動の安全性や引率職員の人数等

※研究を進めた校区：28・29年度 埼玉中学校区・太田中学校区 29・30年度 見沼中学校区  
30・31年度 南河原中学校区

#### 4 行田市小中一貫教育基本方針

##### 「行田市の小中一貫教育の基本的な考え方」

- ①行田市の「うきしろの教育プロジェクト」を小中一貫教育により充実を図る
  - ②中1ギャップなどの現状から、教育課程の連続性とそれぞれの学校の特色づくりを目指し、小中一貫教育を進める
  - ③教育課程の系統性と教育活動の創意工夫により、学校教育の活性化を図る
- 以上の観点から、次のように基本方針を定める

市内の中学校区において、**義務教育9年間を見通した系統的な教育**を推進します。

- ・小中学校9年間を見通したカリキュラムを基にした 「たてのつながり」
- ・小中学校のある学区内の地域全体で教育を実践する 「よこのつながり」

##### 義務教育9年間を見通した系統的な教育により

- ①学力向上 ②豊かな人間性 ③健やかな心と体 ④郷土を愛する心 の育成を図り、一人一人のよさを伸ばす

－ 元気な行田・未来の行田を担う子供の育成を目指します －

#### (1) 小中一貫教育を推進する目的

- ・本市の教育の質を高め、教育に関する諸課題の解決を図ります。
- ・小中学校の教職員の意識と授業力及び生徒指導力を高め、教育の活性化を図ります。
- ・学校と地域社会との一体感を高め、つながりの強化と活性化を図ります。

#### (2) 小中一貫教育で目指すもの

##### ア 中学校区における「目指す子供像」の共有

- ・中学校区において「目指す子供像」を明確にし、校区内の小中学校が共通認識をもちます。
- ・「目指す子供像」の達成に向け、校区の特色を生かした教育活動を推進していきます。

##### イ 義務教育9年間を見通した系統的で連続性のある学習を推進

- ・義務教育9年間を一つのまとまりとし、「学び」や「育ち」をつなげます。
- ・系統的で連続した「学び」に支えられた学力や学習意欲の向上を目指します。

##### ウ 義務教育9年間をかけて「豊かな心」及び「たくましい体」の育成を推進

- ・道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、交流及び合同学習をとおして、豊かな人間性や社会性、互いに支え合う意欲を育みます。
- ・健康教育やスポーツ活動等を通して、心と身体への健康に対する意識や体力向上を目指します。

エ 行田市独自の特色ある教育 — 英語活動・英語教育 — を推進

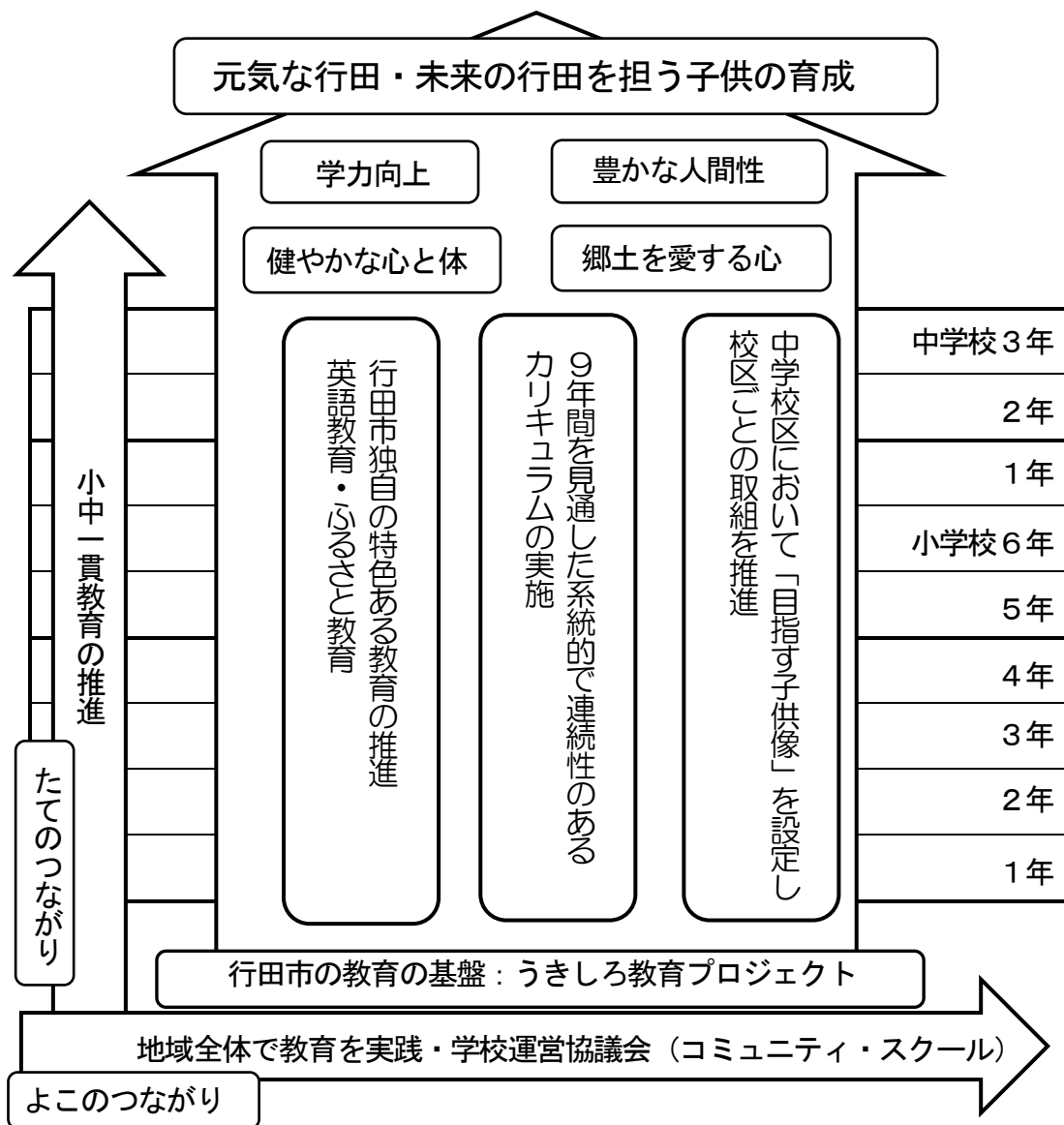
- ・平成17年度から開始した英語活動を継続し、総合的な英語力の向上を目指します。
- ・行田版英語活動カリキュラムと教科「英語」をつなげ、一貫した英語教育の充実を目指します。

オ 地域で学び、地域を学ぶ、地域に根ざした教育を推進

- ・地域の特色を生かした学習や地域と連携した学習により、ふるさと行田に対する愛着や誇りを高める教育を充実させます。
- ・学校運営協議会や学校応援団等の機能を活かし、地域ともに子供たちを育む意識醸成や体制づくりを推進します。


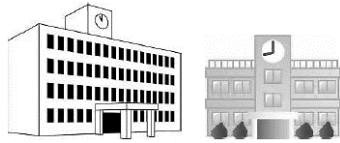
5 小中一貫教育を進めるにあたって

(1) 「たてのつながり」と「よこのつながり」



## (2) 施設形態

本市では、現在、施設一体型の中学校区はなく、埼玉中学校区が施設隣接型、その他はすべて施設分離型となっています。

	特徴	校舎	校長	行事	交流	イメージ
施設一体型	小・中学校が一体の校舎に設置。9学年の子供たちが、一緒に生活する。	同一	1人 ※義務教育学校の場	合同開催が実施可能	常に可能	 ※義務教育学校（一体型）
施設隣接型	小・中学校が隣接した敷地に立地。子供たちは、それぞれの校舎で生活する。	隣接	学校数	合同開催が実施しやすい	容易	 ※埼玉中学校区
施設分離型	小・中学校が、離れている。子供たちは、それぞれの校舎で生活する。	分離	学校数	合同開催は実施しにくい	不便	 ※多くの中学校区

## (3) 義務教育学校とは

小学校6年間と中学校3年間の義務教育を、9年間の一貫したカリキュラムで運営する新たな学校です。国は、学校教育法の一部を改正し、平成28年度から市町村の判断で設置できるようになりました。小・中一貫教育の中には、義務教育学校と小・中一貫型小学校・中学校がありますが、行田市では、施設一体型の形態を義務教育学校、施設隣接型及び施設分離型の形態を小・中一貫型の小学校・中学校として捉えることとします。

- ア 目的 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと
- イ 修業年限 9年間とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する学年の区切りは、「4・3・2制」や「5・4制」などが可能
- ウ 校長の数 1人
- エ 教職員関係 一つの教職員組織であり、小学校と中学校の免許状の併用を原則とする
- オ 施設形態 行田市では、施設一体型を想定

義務教育学校を設置する場合は、学校再編成について、その地域の地元住民等の理解を得ながら、条件や基盤づくりを進めてまいります。

#### (4) 施設分離型の留意点

施設分離型の小・中学校においても、「目指す子供像」を共有し、共通した考え方に立ち、統一性をもたせて取り組んでいくことが必要です。それぞれの中学校区の状況に応じて、小中一貫教育の取組方法を工夫していくことになります。特に、中学校区に複数の小学校がある場合は、教職員による合同研修や児童生徒による合同学習の実施、小学校同士の連携を工夫することで効果が高まります。

##### ー 基本とする中学校区別ブロック ー

東 ブロック	長野中学校	東小学校	南 ブロック	行田中学校	南小学校
		桜ヶ丘小学校		下忍小学校	
		※北小学校		忍中学校	中央小学校
	太田中学校	太田西小学校		星宮小学校	
		太田東小学校		埼玉中学校	埼玉小学校
西 ブロック	西中学校	西小学校	北 ブロック	見沼中学校	荒木小学校
		泉小学校			須加小学校
	※現在、北小学校は長野中学校区ですが、公立学校再編成計画では星河地区が北ブロックの中学校と小中一貫教育に取り組む予定になっている。	北河原小学校			
	南河原中学校	南河原小学校			

#### (5) 学年の区切りの考え方の例

義務教育9年間を一体的にとらえ、児童生徒の発達の段階を踏まえたときの学年の区切りを3段階とした場合、次のようなブロックに分かれます。

##### ア 前期（学びの基礎）小学校1年～小学校4年

- ・学級担任制により、細やかな指導を実施する
- ・各教科等において学びの基礎・基本を定着させる
- ・体験的な学びを通して、社会性や人間関係形成の基礎を身に付けさせる

##### イ 中期（学びの活用）小学校5年～中学校1年

- ・基礎基本の学びを活用し、思考力・判断力・表現力を身に付けさせる
- ・小学校高学年では、一部教科担任制を導入し、中学校へのスムーズな意向を図る
- ・異年齢交流や社会体験を通して、自分の夢や希望をもたせ育む

ウ 後期（学びの発展） 中学校2年～中学校3年

- ・これまでの学びを日常生活と関連させ、9年間の総仕上げを行う
- ・身に付けた学びを発展させ、自ら課題を解決する力を育成する
- ・進路・キャリア教育を充実させ、自分の生き方を考え自己実現を目指す

校種	小学校						中学校		
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
区分	前期（学びの基礎）				中期（学びの活用）		後期（学びの発		
形態	学級担任制				教科担任制				
	← 義務教育9年間を見通した系統的な教育 →								

(6) 今後の取組

ア 行田市全体として

- ・これまでの研究委嘱校の取組成果を踏まえ、既存の校舎、施設を利用することが可能な「施設隣接型」及び「施設分離型」の小中一貫教育を進めていきます。
- ・小中一貫教育を推進するため、各校において主担当者を決めます。中学校区ごとに担当者を中心とした推進組織をつくり、「目指す子供像」を作成し、具体的な取組を進めていきます。
- ・小中一貫教育を推進するため、必要な教職員の配置を検討していきます。学校の再編成がある場合には、その2年前から教員の加配があります。
- ・現在、学校規模の適正化に向けた通学区域等の検討が進められていることから、義務教育学校（施設一体型）の実現が可能な中学校区について、設置に向けた準備を進めていきます。
- ・中学校区が施設分離型で、合同授業や交流が困難なほど離れている場合は、バスによる移動のための予算措置を講じます。

イ 中学校区における主な取組例

○「たてのつながり」について

- ・中学校が中心となり、校区内の小中学校を一つのまとまりとします。
- ・中学校区としてのまとまりを意識するような仕掛け（シンボル・スローガン・歌など）をつくりまます。

- ・「目指す子供像」を共有し、児童生徒、保護者、教職員の小中一貫教育に向けた意識化を図ります。
- ・校区内の長所（強み）や課題等を出し合い、特色を共通理解します。その上で学校間の相互理解を図り、学校ごとにできること、全体としてできることを決めます。
- ・課題解決に向けた目標を設定し、系統性のあるカリキュラムを作成します。
- ・教科や学年間における内容のつながり、学力調査結果からみえる校区ごとの課題の解決、授業の指導方法のつながりを意識した指導計画とします。
- ・小学校高学年での教科担任制（専科授業）の導入など、9年間の区切りを工夫した取組を導入します。
- ・加配教員を小中学校の兼務とし、校区内の学校を行き来し授業できる体制を整えます。

○「よこのつながり」について

- ・学校応援団、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の組織を生かし、学校と地域との結びつきをより強くします。
- ・中学校を核とし、校区内の地域が一堂に会する取組を実施します。

ウ 小中一貫教育の周知について

- ・導入にあたっては、通学距離等の変更も伴うことが予想されます。特に、保護者及び未就学児世帯や育成会等の地域組織へ、早期より、時間をかけ正確な情報を提供する方法及び機会を計画的に設けるなど、理解を得る取組を進めていきます。
- ・組織やカリキュラムなど実施の内容等は、ホームページや通信で公開します。
- ・学校の施設、設備を公開し、児童生徒や教職員の様子を参観していただきます。
- ・学校行事だけでなく、普段からの交流、授業参観等、あらゆる場面を通して、進捗状況を公開します。
- ・地域での活動を地域の方とともにに行い、その様子を広く周知します。

エ 効果の検証について

- ・「施設分離型」による小中一貫教育の効果を十分に検証し、より充実した小中一貫教育の推進を図ります。
- ・「施設分離型」以外の小中一貫校の設置にあたっては、可能な地域から実施するとともに、その効果を十分に研究、検証し、後続の小中一貫校整備計画等へ反映していきます。